

1 健康政策

【健康政策課】

1 ふなばし健やかプラン21

「ふなばし健やかプラン21」は、健康増進法に基づく市町村健康増進計画で、市民一人ひとりが生活習慣の改善やこころの健康づくり等に取り組むため、市民と行政が一体となり、協働で推進する計画である。平成17年に「QOL（生活の質）の向上」を基本理念とする第1次計画を、平成27年に食育基本法に基づく市町村食育推進計画を包含した「誰もが、健やかに、自分らしく生きがいをもって生活できるまち」を基本理念とする第2次計画「ふなばし健やかプラン21（第2次）」を策定した。

また、平成31年に自殺対策基本法に基づく市町村自殺対策計画として「船橋市自殺対策計画」を策定し、生きることの包括的な支援や関連施策との有機的な連携などを図りながら、総合的な自殺対策を推進してきた。

令和7年3月策定の「ふなばし健やかプラン21（第3次）（計画期間：令和7～18年度）」では、少子高齢化の進展や人口減少、独居世帯の増加、女性の社会進出、多様な働き方等により変化する社会とともに多様化・複雑化する健康課題を解決するため、本市の心身の健康づくりの総合的な指針として、「ふなばし健やかプラン21」と「船橋市自殺対策計画」を統合し、「健康増進計画」、「自殺対策計画」、「食育推進計画」を一体的に策定し、「誰もが健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」を基本理念に掲げ、「健康寿命の延伸」及び「自殺死亡率の減少」を目指し、個人の行動と健康状態の改善、社会環境の質の向上やライフコースアプローチを踏まえた健康づくりに取り組み、誰一人取り残さない健康づくりの進展とより実効性をもつ取組を推進する。

基本理念 誰もが健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現

健康寿命の延伸・自殺死亡率の減少

個人の行動と健康状態の改善

生活習慣の改善
①栄養・食生活 ②身体活動・運動 ③休養・睡眠
④飲酒・喫煙 ⑤歯・口腔



生活習慣病の発症予防・重症化予防
(生活機能の維持・向上)

社会環境の質の向上

社会とのつながり・こころの
健康の維持及び向上

自然に健康になれる
環境づくり

誰もがアクセスできる健康
増進のための基盤の整備

ライフコースアプローチ※を踏まえた健康づくり

子ども・高齢者・女性

※ ライフコースアプローチ：胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的にとらえた健康づくり



2 リハビリテーション病院

【健康政策課】

本市では、全国に先駆けドクターカーを導入するなど、救急医療体制は整備され、その中核を担う医療センターでも、心筋梗塞、脳卒中、頭部損傷など重篤救急患者の救命に積極的に取り組んでいることから、急性期医療は充実していたが、早期に急性期病院から転院を受け入れて集中的なリハビリテーションを実施することで寝たきりを防止し、より自立度の高い状態での自宅退院を目指す回復期リハビリテーションを行う病院が不足していた。このため、医療センター等急性期病院と連携するリハビリテーション病院を平成 20 年 4 月 1 日に設置した。

1 施設の概要

- 建設場所：船橋市夏見台 4 丁目 26 番 1 号
- 敷地面積：17,383.97 ㎡
- 延床面積：14,158.09 ㎡
- 構造：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地上階 4 階建て
- 病床数：200 床（4 床室×38、3 床室×2、2 床室×4、1 床室×34）
（年度毎のオープン床数：平成 20 年度 68 床、平成 21 年度 136 床、平成 22 年度～200 床）
※令和 3 年度～6 年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により、20 床を休床し、180 床で運営
- 駐車場：113 台

2 病院運営

- 指定管理者 医療法人社団 輝生会

3 診療

- 入院診療、外来診療、訪問リハビリテーション、短期入所療養介護、通所リハビリテーション

4 診療受付時間及び休診日

- 診療受付時間 午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分
- 休診日 日曜日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

3 保健衛生

【健康政策課】

1 上水道配水管布設費助成金

市民の飲料水確保及び公衆衛生の向上のため、飲用井戸水から有害化学物質が検出され、上水道に切り替えようとする市民及び井戸水を上水道に切り替えようとする 10 世帯以上の市民からなる組合に対し、千葉県又は習志野市が所管する上水道布設（敷地内への引込みを除く）に係る工事負担金の一部を助成している。

※平成 22 年度（1 件、600,000 円）を最後に申請なし。

2 夜間休日急病診療事業

昭和 48 年頃社会問題化していた「夜間無医村」の状況を改善するため、昭和 48 年 12 月 1 日に医師会の協力を得て、県下に先駆けて旧中央保健センター内に、夜間の急病患者のための診療所を設置した。平成 15 年 4 月 1 日からは、小児科医による小児初期診療を土曜、日曜、祝休日、年末年始の午後 6 時から午後 9 時の間で開始し、平成 18 年 4 月 1 日からは、水曜、木曜日の午後 8 時から午後 11 時の間、12 月 1 日からは、月曜、火曜、金曜日にも拡大し、365 日の小児初期診療を実施した。さらに、平成 17 年 4 月 1 日から小児初期診療の時間帯に配置していた薬剤師を平成 18 年 4 月 1 日からは毎日小児患者の多い時間帯に配置した。

また、平成 20 年 6 月 29 日より、日曜・年末年始の小児科昼間の休日診療を実施し、名称を「夜間休日急病診療所」に変更した。さらに、平成 27 年 10 月 1 日に保健福祉センターへ移転したことに伴い、小児科昼間の診療を祝休日においても実施することで、休日の小児科当番医を定点化した。

なお、平成 23 年 10 月 1 日より、開設及び管理運営の見直しを図り、これまで管理運営していた船橋市医師会から船橋市医療公社へ移行し、平成 24 年 4 月 1 日からは市が開設者となり、指定管理者として管理運営は船橋市医療公社が行っている。

○診療日・診療時間

内科・小児科・外科

小児科の担当医による診療

毎日 (祝休日・年末年始含む) 午後 9 時～翌日午前 6 時	[夜間]土曜、日曜、祝休日、年末年始 午後 6 時～午後 9 時 平日 (月曜～金曜) 午後 8 時～午後 11 時	[昼間]日曜、祝休日、年末年始 午前 9 時～午後 5 時
---------------------------------------	---	----------------------------------

○管理者 公益財団法人船橋市医療公社所属の医師

年度	区分	事業日数	来所患者数	地域別			待機病院への搬送	従事医師数	待機病院数
				本市	鎌ヶ谷市	その他			
令和 2		365	2,288	2,137	84	67	98	997	412
令和 3		365	3,138	2,928	105	105	132	875	413
令和 4		365	3,615	3,319	143	153	141	1,238	412
令和 5		366	7,921	7,291	258	372	173	1,630	414
令和 6		365	7,636	7,093	150	393	198	1,609	413

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年 6 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日まで深夜帯（午前 0 時～6 時）及び外科の診療を休診

3 休日診療事業

休日の急病患者（初期診療）に対応するため、昭和 35 年 7 月 1 日から、医師会の協力のもと、内科、外科などの医療機関が輪番で診療する休日当番医制度を実施している。（小児科の診療については、平成 27 年 10 月 1 日より、夜間休日急病診療所で実施）また、休日当番医の案内については、平成 23 年 6 月 1 日より、ふなばし健康ダイヤル 24（電話 0120-2784-37）で行っている。

○診療日 休日（日曜、祝休日、年末年始）

○診療時間 午前 9 時～午後 5 時

健康部

区分 年度	事業日数	当番病院数	医療機関電話案内件数
令和 2	72	188	6,103
令和 3	72	188	4,763
令和 4	72	190	6,454
令和 5	73	192	9,376
令和 6	72	190	9,930

4 二次救急診療事業

初期診療で対応できない重症患者に対応するため、平成 7 年 4 月 1 日から医療機関が輪番制により 24 時間体制で二次救急診療（内科・外科）事業を実施している。

また、医療機関と夜間休日急病診療所との診療時間の“空白”をなくすため、午後 5 時から午後 9 時及び午前 6 時から午前 9 時の間、軽症患者についても当番医療機関で診療を行っている。なお、当日の当番医療機関の案内については、平成 23 年 6 月 1 日より、ふなばし健康ダイヤル 24（電話 0120-2784-37）で行っている。また、平成 13 年 4 月 1 日からは、専門的な治療が必要な小児救急患者を医療機関が輪番制で受け入れる小児二次救急診療事業も実施している。

5 歯科診療事業

（1）かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所

日曜、祝休日における患者の急な歯の痛み等に対応するために、昭和 52 年 12 月 18 日、船橋歯科医師会の協力により、旧中央保健センター内に応急処置を目的とした歯科診療所を設置した。

平成 27 年 10 月、保健福祉センターへの移転に伴い指定管理者制度を導入し、市が開設し、公益社団法人船橋歯科医師会が指定管理者として管理運営を行っている。また名称を「かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所」に改め、従来の休日急患診療に加え、障害児（者）および要介護高齢者への歯科診療を開始し、さらに口腔ケア体制の充実強化及び在宅歯科診療の推進を図ることを目的として要介護高齢者への訪問歯科診療も実施している。

平成 29 年 4 月より、歯科診療所におけるサービスの充実を図るため、特殊歯科診療の診療日について、月曜、火曜を追加し、障害児（者）の診療を週 6 日、要介護高齢者の診療日を週 5 日に拡大した。また、令和 3 年 4 月より、要介護高齢者の診療日を週 6 日に拡大した。

○管理者 公益社団法人船橋歯科医師会会員の歯科医師

○診療日・診療時間

診療内容	診療日・診療時間	
障害児（者）・ 要介護高齢者	月曜日・火曜日・水曜日・金曜日・土曜日 午前 9 時～正午、午後 1 時～5 時 ※訪問診療・摂食嚥下機能訓練も実施 ※祝休日・4/30～5/2・8/13～8/15・12/29～1/4 を除く	木曜日 午前 9 時～午後 1 時 ※祝休日・4/30～5/2・8/13～8/15・12/29～1/4 を除く
急患歯科診療	日曜日・祝休日・年末年始（12/29～1/3） 午前 9 時～正午	

①障害児（者）診療状況

区分 年度	診療 日数 (日)	患者数（人）			患者内訳（人）						診療件数 (件)
		新規	継続	計	終了	中断	診療 中止	病院 紹介	取消	治療中	
令和 2	286	57	283	340	1	0	0	1	1	337	972 (171)
令和 3	287	49	337	386	1	0	0	2	0	383	1,121 (192)
令和 4	288	60	383	443	14	0	0	1	0	428	1,003 (195)
令和 5	288	38	428	466	0	0	0	0	0	466	952 (190)
令和 6	286	43	466	509	1	0	0	1	0	507	988 (236)

※診療件数の（ ）内は、診療件数のうち摂食嚥下機能訓練の件数

②要介護高齢者診療状況

区分 年度	診療 日数 (日)	患者数（人）			患者内訳（人）						診療件数（件）	
		新規	継続	計	終了	中断	診療 中止	病院 紹介	取消	治療中	固定	訪問
令和 2	239	46	269	315	4	0	0	0	0	311	307 (31)	1,015 (64)
令和 3	287	59	311	370	12	2	0	1	0	355	414 (14)	1,048 (58)
令和 4	288	62	355	417	6	0	1	1	0	409	338 (1)	1,043 (56)
令和 5	288	62	409	471	8	0	1	0	0	462	310 (1)	1,082 (155)
令和 6	286	76	462	538	13	11	1	1	0	512	278 (4)	1,347 (173)

※診療件数の（ ）内は、診療件数のうち摂食嚥下機能訓練の件数

③休日急患歯科診療

区分 年度	事業日数（日）	来所患者数（人）	地域別		
			本市（人）	鎌ヶ谷市（人）	その他（人）
令和 2	72	200	181	6	13
令和 3	72	237	221	5	11
令和 4	72	208	177	12	19
令和 5	73	234	205	10	19
令和 6	72	284	248	17	19

(2) さざんか特殊歯科診療所

一般の歯科診療所で治療が困難な障害児（者）及び要介護高齢者の歯科診療のため船橋歯科医師会、船橋市医師会の協力により平成 6 年 5 月に北部福祉会館内に、さざんか歯科診療所を設置した。

平成 27 年 10 月より指定管理者制度を導入し、市が開設し、公益社団法人船橋歯科医師会が指定管理者として管理運営を行っている。また、名称を「さざんか特殊歯科診療所」に改めた。

令和 3 年 4 月より、歯科診療所におけるサービスの充実を図るため、診療日について月曜・水曜・金曜を追加して週 6 日とし、診療時間について日曜日以外の診療日は午後 4 時 30 分まで拡大した。

健康部

○管理者 公益社団法人船橋歯科医師会会員の歯科医師

○診療日・診療時間

診療内容	診療日・診療時間	
障害児（者）・ 要介護高齢者	月曜日・水曜日・木曜日・金曜日・土曜日 午前 9 時～正午、午後 1 時～4 時 30 分 ※訪問診療も実施 ※祝休日・4/30～5/2・8/13～8/15・12/29 ～1/4 を除く	日曜日 午前 9 時～正午 ※摂食嚥下機能訓練を第 1・第 3 日曜日に実施 ※祝休日・4/30～5/2・8/13～8/15・12/29 ～1/4 を除く

①障害児（者）

区分 年度	診療日数 (日)	患者数（人）			患者内訳（人）						診療件数（件）
		新規	継続	計	終了	中断	診療 中止	病院 紹介	取消	治療 中	
令和 2	137	578	240	818	556	0	0	8	0	254	820 (73)
令和 3	287	792	254	1,046	731	0	4	7	0	304	1,262 (94)
令和 4	288	917	304	1,221	856	0	2	10	0	353	1,375 (110)
令和 5	288	1,068	353	1,421	986	0	0	2	0	433	1,582 (106)
令和 6	284	1,173	433	1,606	1,102	0	0	6	0	498	1,721 (112)

※診療件数の（ ）内は、診療件数のうち摂食嚥下機能訓練の件数

②要介護高齢者

区分 年度	診療日数 (日)	患者数（人）			患者内訳（人）						診療件数（件）	
		新規	継続	計	終了	中断	診療 中止	病院 紹介	取消	治療 中	固定	訪問
令和 2	73	43	139	182	37	0	1	2	0	142	191 (55)	26 (4)
令和 3	287	71	142	213	55	1	0	1	0	156	260 (48)	60 (7)
令和 4	288	180	156	336	74	0	0	5	0	257	342 (45)	420 (10)
令和 5	288	216	257	473	104	1	1	4	0	363	316 (42)	517 (8)
令和 6	284	214	363	577	134	0	2	4	0	437	370 (40)	478 (9)

※診療件数の（ ）内は、診療件数のうち摂食嚥下機能訓練の件数

※訪問の摂食嚥下機能訓練は、平成 27 年 4 月より開始

6 献血推進事業

輸血用血液の需要に対処するため、船橋市献血推進協議会では千葉県赤十字血液センターに協力し街頭における普及啓発活動をはじめ、各団体、企業等に対する献血への呼びかけをととして血液量の確保に努めている。

区分 年度	献血者数（人）	内訳（人）		
		200ml	400ml	成分献血
令和 2	55,942(53,465)	979(783)	26,962(24,681)	28,001(28,001)
令和 3	58,267(56,488)	871(774)	26,885(25,203)	30,511(30,511)
令和 4	57,617(55,484)	1,033(873)	27,036(25,063)	29,548(29,548)
令和 5	60,070(57,768)	1,021(807)	28,687(26,599)	30,362(30,362)
令和 6	61,103(58,483)	960(658)	29,369(27,051)	30,774(30,774)

※（ ）内の数値は、献血者数のうち献血ルームの実績値。

7 健康医療電話相談事業

平成 23 年 6 月 1 日から、市民からの電話による健康・医療・介護・育児・メンタルヘルス等の相談に、看護師等が 24 時間年中無休で応じるとともに、最寄りの医療機関や夜間・休日に受診可能な診療所の案内をする「ふなばし健康ダイヤル 24」を行っている。

区分 年度	相談件数	相談内容内訳										
		健診・ドック	健康保持・増進	気になる身体 の 症状	家庭看護	治療	母子保健	育児	メンタルヘルス ・ ストレス	紹介・手配	医療機関案内 夜間・休日の	その他
令和 2	78,074	353	504	34,849	4,609	14,306	35	2,299	14,793	49	6,103	174
令和 3	59,270	223	237	25,853	2,813	10,097	15	1,991	13,133	22	4,763	123
令和 4	72,876	242	279	35,345	2,509	12,296	17	1,704	13,858	34	6,454	138
令和 5	93,052	237	303	47,395	3,164	16,603	28	2,188	13,590	43	9,376	125
令和 6	100,243	357	491	48,356	3,857	18,946	28	1,972	16,072	62	9,930	172

※平成 23 年 6 月 1 日より事業開始

4 国民健康保険

【国保年金課】

1 沿革

本市の国民健康保険は、昭和 29 年 4 月 1 日に豊富地区での実施に始まり、昭和 35 年 4 月 1 日からは、市内全域に拡大するとともに助産費並びに葬祭費の支給制度を創設した。その後、給付割合の引き上げや高額療養費の支給並びに高額療養費貸付基金及び出産費資金貸付基金を設けるなど、地域医療保険として住民福祉に大きな役割を果たしている。

平成 27 年 5 月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成 30 年度からは都道府県が、市町村とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業実施の確保等の国保運営について中心的な役割を果たし、市は今まで通り、資格管理、保険給付の決定、保険料の賦課・徴収、保健事業等を行うこととなった。

健康部

2 被保険者

年度	加入者				年度末の加入率（％）	
	被保険者（人）		世帯数（世帯）			
	年間平均	年度末	年間平均	年度末	被保険者	加入世帯
令和 2	120,141	118,409	82,363	81,685	18.3	26.3
令和 3	117,115	113,676	81,157	79,316	17.6	25.3
令和 4	111,621	107,281	78,322	75,827	16.6	23.9
令和 5	105,816	102,670	75,264	73,687	15.8	22.9
令和 6	101,376	99,003	73,277	72,010	15.2	22.1

3 財政の状況

（単位：円）

区分	国民健康保険事業 特別会計決算額	一般会計からの 繰入額	被保険者 1 人当たり
令和 2 年度決算額	49,291,321,047	2,398,993,317	410,279
令和 3 年度決算額	50,812,292,238	2,948,591,012	433,867
令和 4 年度決算額	49,827,647,726	2,237,169,905	446,400
令和 5 年度決算額	50,044,936,366	3,541,696,642	472,943
令和 6 年度決算額	49,006,051,092	3,044,869,123	483,409

※被保険者 1 人当たりは、国民健康保険事業特別会計決算額を年間平均の被保険者数で除したもの。また、一般会計からの繰入額は保険基盤安定繰入金、未就学児均等割保険料繰入金、産前産後保険料繰入金を除く。

4 保険料

（1）保険料率の推移

区分		医療分	後期高齢者支援金分	介護分
令和 2 年度	所得割	6.50%	2.63%	1.20%
	均等割	27,360 円	8,590 円	9,610 円
令和 3 年度	所得割	6.50%	2.63%	1.20%
	均等割	27,360 円	8,590 円	9,610 円
令和 4 年度	所得割	6.50%	2.63%	1.20%
	均等割	32,360 円	8,590 円	9,610 円
令和 5 年度	所得割	6.50%	2.63%	1.20%
	均等割	32,360 円	8,590 円	9,610 円
令和 6 年度	所得割	6.67%	2.69%	1.49%
	均等割	35,100 円	10,700 円	11,500 円

(2) 1世帯当たり・1人当たりの保険料

(単位：円)

年度 区分		令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
医療分	1世帯当たりの保険料	93,721	92,454	99,604	96,418	100,843
	1人当たりの保険料	64,251	64,067	69,890	68,579	72,892
後期高齢者 支援金分	1世帯当たりの保険料	34,315	33,834	34,617	33,975	37,013
	1人当たりの保険料	23,525	23,446	24,290	24,165	26,754
介護分	1人当たりの保険料	17,573	17,514	18,163	17,658	21,549

※1世帯当たり及び1人当たりの保険料は、現年度調定額を年間平均の世帯数及び被保険者数で除したもの

(3) 保険料賦課限度額

(単位：万円)

年度 区分	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
医療分	63	63	65	65	65
後期高齢者支援分	19	19	20	22	24
介護分	17	17	17	17	17

5 保険給付の状況

○給付内容

一般・退職被保険者等 7 割、義務教育就学前の者 8 割、70 歳以上の者 7 割又は 8 割

○給付状況

年度 区分	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
療養の給付	(件) 1,681,463	1,766,235	1,737,096	1,698,315	1,634,276
	(千円) 28,098,296	29,612,747	28,841,752	28,328,789	27,395,162
療養費	(件) 41,841	42,203	41,090	38,876	37,331
	(千円) 305,996	309,778	301,524	277,782	275,698
高額療養費	(件) 83,246	88,007	84,196	81,978	78,873
	(千円) 4,112,895	4,300,143	4,180,921	4,267,290	4,204,132

※国民健康保険事業状況報告書（事業年報）より抜粋。

※療養費には移送費、高額療養費には高額介護合算療養費を含む。

6 高額療養費貸付

年度 区分	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
貸付額 (円)	15,245,100	12,372,400	11,419,600	13,372,100	8,556,100
件数 (件)	93	90	77	66	44
1 件当たりの貸付 (円)	163,926	137,471	148,306	202,608	194,457

健康部

7 出産費資金貸付

区分 \ 年度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
貸付額（円）	0	0	0	0	0
件数（件）	0	0	0	0	0
1 件当たりの貸付（円）	0	0	0	0	0

※令和 7 年 3 月 31 日より船橋市国民健康保険出産貸付基金条例は廃止された。

8 付加給付の状況

区分 \ 年度		令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
出 産 育 児 一 時 金					404,000	404,000
	1 件当たり（円）	404,000	404,000	404,000	408,000	408,000
		420,000	408,000	408,000	420,000	420,000
			420,000	420,000	488,000	488,000
					500,000	500,000
	件数（件）	47	26	20	2	0
		316	0	20	11	2
			318	249	16	0
					18	30
					230	200
	金額（円）	151,708,000	144,064,000	120,820,000	135,800,000	115,456,000
葬 祭 費	1 件当たり（円）	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	件数（件）	736	716	704	710	667
	金額（円）	36,800,000	35,800,000	35,200,000	35,500,000	33,350,000
傷 病 手 当 金	1 件当たり（円）	69,130	47,152	35,396	30,783	19,472
	件数（件）	11	55	280	35	5
	金額（円）	760,425	2,593,381	9,911,001	1,077,416	97,359

※国民健康保険事業状況報告書（事業年報）より抜粋。

※令和 4 年 1 月 1 日より産科医療補償制度未加入医療機関での出産の場合の出産育児一時金は 408,000 円である。

※令和 5 年 4 月 1 日より産科医療補償制度未加入医療機関での出産の場合の出産育児一時金は 488,000 円である。

※令和 2 年度から令和 5 年 5 月 7 日まで、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その治療のため労務に服することができなかった期間に被用者等に対し傷病手当金を支給していた。

9 国民健康保険運営協議会

被保険者代表 5 人、医療担当代表 5 人、公益代表 5 人及び被用者保険等保険者代表 2 人の計 17 人で構成している。

5 後期高齢者医療制度

【国保年金課】

1 沿革

平成18年6月に医療制度改革関連法案が成立し、平成20年4月から高齢者の医療の確保に関する法律により、75歳以上と一定の障害があると認定された65歳以上75歳未満の人が加入する後期高齢者医療制度が創設された。後期高齢者医療制度の運営主体（保険者）は、千葉県後期高齢者医療広域連合となり、市は保険料の徴収、資格確認書等の引渡し、申請や届け出の受付等を行う。

2 被保険者

年度	被保険者数	
	年間平均（人）※	年度末（人）
令和2	79,711	80,129
令和3	81,192	82,755
令和4	84,766	86,592
令和5	88,147	89,451
令和6	90,839	91,813

※4月から翌年3月までの各月末人数の平均

3 財政の状況

区分	後期高齢者医療事業 特別会計（千円）
令和2年度決算額	8,064,606
令和3年度決算額	8,159,301
令和4年度決算額	8,605,095
令和5年度決算額	8,862,912
令和6年度決算額	9,711,265

4 保険料率

区分 年度	応能割 所得割（%）	応益割 均等割（円）	限度額（万円）
令和2	8.39	43,400	64
令和3	8.39	43,400	64
令和4	8.39	43,400	66
令和5	8.39	43,400	66
令和6	9.11※1	43,800	80※2

※保険料率等は千葉県後期高齢者医療広域連合が決定

※1 賦課のもととなる所得金額が58万円以下の者は、8.45%

※2 令和6年度に75歳に到達して被保険者となる者以外は73万円

6 国民年金

【国保年金課】

1 沿革

昭和 34 年に国民皆年金をめざし創設された国民年金制度は、同年 11 月に福祉年金の支給が開始され昭和 35 年 10 月に拠出年金の適用事務、昭和 36 年 4 月に保険料徴収事務が発足して半世紀以上が過ぎた。

この間、数次にわたる年金給付水準の引き上げ、物価スライド制の導入などの改善が行われ制度骨格が築かれた。

さらに国民年金制度は、昭和 61 年 4 月より全国民を対象とした各制度共通の基礎年金として再構築され、平成 3 年 4 月には、それまで任意加入者であった 20 歳以上の学生も強制加入となった。

また、これまで、国民年金・厚生年金・共済組合の加入者の記録はそれぞれの制度ごとに独自の番号で管理されていたが、平成 9 年 1 月よりすべての年金制度に共通した基礎年金番号によって管理されるようになった。

そのような状況の中、公的年金を取りまく社会経済の低迷と高齢化が進展したことから、給付と負担のバランスを図るため 5 年ごとの財政再計算により長期的な安定した制度とするため国民年金法等が改正された。

そして、平成 12 年度からは地方分権一括法の施行によりこれまで機関委任事務として実施していた国民年金事業は、国が直接行う事業となり市町村は各種届け出の受付等を法定受託事務として行うことになり、国民年金保険料についても平成 14 年度から国へ直接納付することになった。

平成 22 年 1 月 1 日には社会保険庁が廃止され、日本年金機構が発足することになった。また、平成 27 年 10 月に被用者年金制度の一元化により共済年金が厚生年金に統一化された。

また、年金を受け取れる方を増やすため平成 29 年 8 月には老齢基礎年金の受給資格期間が 25 年から 10 年に短縮されている。

2 拠出年金

国民年金に加入しなければならない人は、20 歳以上 60 歳未満の人で、次のとおり。

○第 1 号被保険者

農林漁業や自家営業に従事する人、学生、無職の人等で第 2 号及び第 3 号被保険者に該当しない日本国内に住所を有する人。

○第 2 号被保険者

会社員や公務員で厚生年金の被用者年金に加入している人。

○第 3 号被保険者

第 2 号被保険者の被扶養配偶者。

また、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金がそれぞれの受給要件を満たすことにより支給される。

○拠出年金被保険者数及び支給状況（資料提供：船橋年金事務所）

区分 年度	加入者総数	受給状況					
		老齢	障害	遺族	寡婦	総数	支給年金額(千円)
令和 2	118,951	145,795	3,859	935	26	150,615	100,224,524
令和 3	117,911	146,279	4,058	951	29	151,317	100,882,018
令和 4	114,288	146,092	4,232	944	28	151,296	100,754,117
令和 5	111,975	146,088	4,422	942	28	151,480	103,175,930
令和 6	109,217	146,121	4,571	969	30	151,691	106,434,221

3 無拠出年金（福祉年金）

老齢福祉年金は、国民年金施行時すでに高齢であった者（明治 44 年 4 月 1 日以前に生まれた者）に支給する年金。

障害基礎年金は、国民年金施行時すでに身体障害者であった者および 20 歳になる前に身体障害者となった者等に支給する年金。昭和 61 年 4 月の法改正により、障害福祉年金受給者には障害基礎年金が支給されるよう改められた。

○無拠出年金被保険者数及び支給状況（資料提供：船橋年金事務所）

区分年度	老齢福祉	障害基礎	総数	支給年金額(千円)
令和 2	0	3,802	3,802	3,305,729
令和 3	0	3,940	3,940	3,415,703
令和 4	0	4,079	4,079	3,519,583
令和 5	0	4,230	4,230	3,715,996
令和 6	0	4,371	4,371	3,937,052

7 船橋市立看護専門学校

【看護専門学校】

1 設置の経緯

医療供給体制を確立するには、医療施設の整備と医療スタッフの確保を図ることが必要であるが、医療スタッフを構成する看護職員は全国的に不足し、その養成確保を図ることが急務となっている。

本市においては、かねてより、より充実した医療供給体制を確立するため、医療センターの増床を計画するとともに、あわせて、看護職員確保に向けて看護学校の設置を含め、その方策を検討してきた。

看護職員の確保は医療センターのみならず、船橋地域の医療機関全体の問題として必要不可欠な行政課題であるとの結論に達し、市自らが看護職員を養成確保することとした。そこで、昭和 63 年 10 月に看護学校整備計画の立案に着手し、平成元年 4 月には保健衛生部内に看護学校開設準備室を設置し、2 年間の開設準備期間を経て、平成 3 年 4 月に県内で初めての市立看護専門学校を開校した。

2 施設概要

○所在地 金杉 1 丁目 28 番 7 号

○敷地面積 5,852.92 m²

健康部

- 校舎 鉄筋コンクリート（一部鉄骨）造 4階建 3,388.45 m²（渡り廊下含む）
○体育館 鉄筋コンクリート（一部鉄骨）造 2階建 1,666.62 m²

3 教育目的

「看護職として必要な知識・技術を修得するとともに、豊かな人間性を養い、専門職業人として社会に貢献できる看護師として育つ」ことを教育目的としている。

4 卒業生

平成5年度	第1回生	36名
平成6年度	第2回生	38名
平成7年度	第3回生	41名
平成8年度	第4回生	37名
平成9年度	第5回生	38名
平成10年度	第6回生	40名
平成11年度	第7回生	39名
平成12年度	第8回生	37名
平成13年度	第9回生	37名
平成14年度	第10回生	33名
平成15年度	第11回生	38名
平成16年度	第12回生	37名
平成17年度	第13回生	40名
平成18年度	第13回生	38名
平成19年度	第14回生	37名

平成20年度	第16回生	42名
平成21年度	第17回生	32名
平成22年度	第18回生	35名
平成23年度	第19回生	37名
平成24年度	第20回生	41名
平成25年度	第21回生	48名
平成26年度	第22回生	33名
平成27年度	第23回生	41名
平成28年度	第24回生	41名
平成29年度	第25回生	42名
平成30年度	第26回生	38名
令和元年度	第27回生	42名
令和2年度	第28回生	40名
令和3年度	第29回生	39名
令和4年度	第30回生	35名

令和5年度	第31回生	43名
令和6年度	第32回生	38名

8 母子保健事業

【地域保健課】

母子保健は市民にとって生涯を通じた健康づくりの出発点でありきわめて重要な事業である。

このため、母親並びに乳児及び幼児の健康の保持増進を積極的に推進するため、両親学級、乳児健康相談、妊婦健康相談、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、妊産婦・乳児健康診査等を実施している。

また、近年増えている核家族化や地域のつながりが薄れている中で母子を支援するための相談や教育等を行っている。

1 母子健康手帳の交付

妊娠届に基づき全ての妊婦に対し母子健康手帳を交付し、妊娠・出産から就学までの一貫した健康管理と母性意識の向上を図っている。

- 令和6年度実績 交付件数：4,458件

2 妊婦健康相談

母子健康手帳交付時に妊婦に対し保健師または助産師が個別に面談し、妊婦の持つ問題点や心配事等を把握し、母子保健制度の活用を促し、正しい知識の普及を図るとともに、安心して出産にのぞめるように支援している。

○令和 6 年度実績 相談者数：4,285 人

3 両親学級「パパ・ママ教室」

沐浴実習やパパの役割等の講話により、夫婦が協力して子育てや家庭づくりができるように促している。

○令和 6 年度実績 実施回数：48 回 受講者延人数：1,666 人

4 産前・産後サポート事業（多胎児妊産婦の交流会）

多胎児の妊産婦を対象に、妊娠・出産、子育てに関する悩み等に対して、助産師、保健師等の専門職とボランティアが、不安や悩みを傾聴し、相談支援を行う。あわせて、地域の親同士の仲間づくりを促す。

○令和 6 年度実績

教室名	実施回数	利用者数
マタニティクラス（妊婦のみ）	12 回	23 人
おやこクラス（親子）	12 回	60 組

5 妊婦健康診査

妊婦一般健康診査受診票 14 回分を妊婦に交付し医療機関等で受診する妊婦健康診査の一部を公費負担し、異常の早期発見や早期治療、正しい知識の普及を図ると共に、安全な妊娠・出産を促している。

なお、令和 6 年 4 月 1 日より受診票を 14 枚使い切った方で妊娠 40 週を超過した妊婦および医師の判断で妊娠 40 週未満に妊婦健康診査の受診票を使い切った妊婦に対し、追加で最大 2 回分の健診費用を助成している。

○令和 6 年度実績 総受診件数：50,841 件

6 新生児聴覚スクリーニング検査

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るため、令和 3 年度より新生児聴覚スクリーニング検査の費用を一部助成している。

○令和 6 年度実績 助成件数：3,646 件

7 産婦健康診査

産後初期における母子への支援を強化するため、出産後間もない時期に産婦への健康診査費用の一部を助成している。

○令和 6 年度実績 総受診件数：6,593 件

8 産後ケア事業

産後に家族等から十分な家事・育児等の支援が受けられない母子や心身の不調、育児不安のある方を対象に、心身のケアや育児のサポート等を実施している。

健康部

○令和 6 年度実績

内容	利用者数
宿泊型	354
通所型	159
訪問型	43

9 妊産婦・新生児・低体重児訪問指導・こんにちは赤ちゃん事業

平成 19 年度からこんにちは赤ちゃん事業として、原則生後 60 日までの乳児のいる全家庭に、看護師や助産師又は保健師が訪問し、育児支援、養育環境の把握、子育て支援情報の提供、適切なサービスを行い、虐待の未然防止を図っている。なお、従来から実施している妊産婦・新生児訪問指導の対象者もこんにちは赤ちゃん事業に含まれる。

○令和 6 年度実績

内容	件数
妊産婦数	3,963
新生児・低体重児数	2,568
赤ちゃん訪問数	1,442

10 4 か月児健康相談

発育・発達の節目である生後 4 か月に全数相談を行い、育児不安に早期に対応し虐待の予防や前向きに子育てができるように支援している。

○令和 6 年度実績 実施回数：132 回 相談者数：3,534 人

11 乳児健康診査

乳児一般健康診査受診票を 2 回分交付し、生後 3～6 か月、9～11 か月の時期の医療機関で受診する健康診査により、異常の早期発見や早期治療、適切な療育を促している。

○令和 6 年度実績 総受診件数：7,330 件

12 健康教育

子どもの健康・育児などについて学習する機会として、地域で行う「地区健康教育」や「健康講座」を行い、参加者に対し乳幼児の事故防止等について学ぶ機会を提供している。

○令和 6 年度実績 参加者数：3,968 人

13 健康相談

子どもの発達や健康に関して個別の相談に応じ、指導・助言を行う。

○令和 6 年度実績

方法	相談者数
健康相談	961
窓口面接相談	216
電話相談	449

14 1歳6か月児健康診査

発達のためやすが比較的容易に得られやすい1歳6か月の時期に、総合的な健康診査（内科健診は受診票を発行し医療機関にて実施）を行い、異常の早期発見や早期治療を図ると共に、適切な療育を促している。平成17年度から日曜日健診を年3回実施している。

○令和6年度実績 健診者数：3,978人

15 親子教室

1歳6か月児健康診査の事後指導教室として実施し、親子又は集団での遊び体験や保護者への継続的指導を通して、親子関係の改善や児の発達を促している。

○令和6年度実績 参加者数：319人

16 3歳児健康診査

身体発育、精神発達の面から特に重要な3歳の時期に総合的な健康診査（内科健診は受診票を発行し医療機関にて実施）を行い、異常の早期発見や早期治療、適切な療育を促している。平成17年度から日曜日健診を年3回実施している。

○令和6年度実績 健診者数：3,996人

17 保健師による家庭訪問

妊産婦や乳幼児等のいる家庭に保健師が訪問し、心配事や不安を解消し、安心して子育てができるよう支援している。

※新生児・低体重児訪問の一部を含む

○令和6年度実績 延訪問指導者数：3,631人

18 養育医療

出生時2,000g以下または医師が未熟児と診断した児が指定医療機関に入院治療する場合の医療の給付を行っている。

○令和6年度実績

新規申請者数	給付者数	給付件数
91	104	539

19 自立支援医療（育成医療）

身体に機能障害がある児童が指定医療機関で障害が改善される治療（主に手術）をする場合の医療の給付を行っている。

○令和6年度実績

新規申請者数	給付者数	給付件数
19	24	65

20 療育医療（結核児童）

結核にかかっている児童が、指定医療機関で入院治療する場合、その医療等の給付を行っている。

健康部

○令和 6 年度実績

新規申請者数	給付者数	給付件数
0	0	0

21 不妊・不育専門相談

不妊症や不育症に関することについて、産婦人科医師による面談相談、助産師による面談相談と電話相談を行う。

○令和 6 年度実績 相談件数：10 件

22 不育症検査助成

不育症検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施されるものを対象に検査費用の一部を助成する。

○令和 6 年度実績 助成件数：0 件

23 出産・子育て応援事業

令和 5 年 2 月より国の事業として開始。これまで実施してきた保健師等の専門職による「伴走型相談支援」のさらなる充実と「経済的支援」を一体的に実施する。

○令和 6 年度実績（経済的支援） 支給件数：8,299 件

○令和 6 年度実績（伴走型相談支援）

方法	件数
窓口面談相談	205 件
オンライン面談相談	27 件
地区担当保健師支援	112 件

24 母子保健ボランティアの養成

市民の積極的な参加のもとに、母子保健事業の充実と、母子保健の向上に寄与することを目的とし、船橋市母子保健ボランティアを置くため養成講座や研修会を実施。

○令和 6 年度実績 開催回数：1 回 受講者数：7 人

25 特定妊婦等に対する産科受診等支援事業

妊娠の可能性のある産科医療機関への初回受診が困難であるなどの特定妊婦と疑われる方を対象に、初回産科受診料の助成等を含む産科医療機関受診等の支援を行う。

○令和 6 年度実績 3 件

9 成人保健事業

【地域保健課】

人口の高齢化や都市化の進展などに伴って、健康に影響を与える要因は複雑かつ多様化してきており、運動不足や栄養の偏りから糖尿病や高血圧、脂質異常症等の生活習慣病が増加するなどの問題が生じている。

生活習慣病の予防は、健康意識の向上や生活習慣の改善、疾病の早期発見、早期治療が必要であり、これらを促進するため、各人の健康づくりの自覚と意識の向上を促すための教育、健康の保持増進のための相談や訪問など各種事業を推進している。

1 糖尿病教室

糖尿病は、日常生活と食生活の改善が大切であり、健康増進、疾病の予防、合併症の予防のため実施している。

○令和 6 年度実績 実施回数：9 回 受講延人数：136 人

2 健康講座

生涯にわたる健康づくりを多角的にとらえ、各方面から健康を見直すための講座を開催している。

○令和 6 年度実績 実施回数：15 回 受講延人数：252 人

3 運動教室

適度な運動を習慣化することにより、生活習慣病の予防と改善を促し、運動習慣定着のきっかけをつくる場を提供している。

○令和 6 年度実績 実施回数：96 回 受講延人数：1,554 人

4 地区における健康教育

健康づくりや、生活習慣病予防など地区住民の要望を取り入れて、町会・自治会、公民館などの協力を得ながら行っている。

○令和 6 年度実績 実施回数：307 回 受講延人数：8,279 人

5 成人健康相談

生活習慣病予防や健康づくりなど、健康全般について個別に相談を行っている。各公民館・自治会館、集会所等で定期的の実施しているものもある（40 歳未満も含む）。

○令和 6 年度実績 実施回数：313 回 相談延人数：1,872 人

6 保健師による家庭訪問

訪問指導を必要とする家庭に保健師が訪問し、健康の保持増進、疾病の予防、疾病の早期発見、正しい療養の仕方など対象に合わせた保健指導を実施している。

○令和 6 年度実績 訪問指導延人数：57 人

健康部

7 公園を活用した健康づくり事業

市民が身近な公園で手軽に出来る運動習慣を身につけるとともに、自主的な健康づくりを推進している。

○令和 6 年度実績 実施回数：7,601 回 参加者延人数：175,016 人

8 地域・職域連携推進事業

地域保健と職域保健の連携を図り、地域の生活習慣病の予防及び健康寿命の延伸を図るため、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供及び健康管理体制を整備・構築する。

○令和 6 年度実績

	実施回数
協議会	1 回
作業部会	1 回

9 自殺対策事業

(1) ゲートキーパー研修

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な相談先へつなげ、見守る人を養成するゲートキーパー研修等を行うことで市民や相談支援者の自殺予防の意識を高め、自殺対策を推進する。

○令和 6 年度実績

	実施回数	受講人数
ゲートキーパー養成講座	6 回	261 人
市役所新規採用職員	1 回	147 人
市役所全職員(教職員含む) ※e ラーニングにて実施	1 回	10,126 人

(2) SNS 相談@船橋

心身の不調や生活の不安などを SNS で相談できるように、LINE を活用した SNS 相談事業を実施している。

○令和 6 年度実績 延相談成立者数：993 人

10 受動喫煙防止対策事業

望まない受動喫煙をなくすため、市民や事業所へ周知啓発を行うとともに、義務違反内容を把握した場合は適切な助言指導・勧告等を行う。

○令和 6 年度実績 陳情・相談対応件数：87 件

11 健康ポイント事業

健康寿命の延伸を目的に、健康に関心のある人だけでなく、健康に無関心な人や運動習慣のない人も健康づくりに取り組む動機づけとなるよう、ウォーキングや体操等の活動に対してポイントが加算され、様々な特典が得られる健康ポイント事業を実施している。

日常生活の中での歩数や運動を通じて得られる身体の変化などによりポイントを獲得。スマートフォンアプリや市内に設置した専用端末から歩数データを送信するなどして貯めたポイントに応じて、特典との交換につながる事業である。

○令和 6 年度実績 参加登録者数：7,496 人 すこちゃん手帳配布数：7,163 冊

12 成人歯科健康診査

生涯における歯と口腔の健康を確保し、食生活をはじめとする日常生活の質の向上を図るため、成人期からの切れ目のない歯・口腔疾患の予防支援策として、20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・65歳・70歳の市民に実施している。

○令和6年度実績

受診者数	異常なし	要指導	要精密・要治療
3,150	297	789	2,064

10 栄養保健事業

【地域保健課】

乳幼児期からの生活習慣病の予防を促すために、日常の健康管理の重要性と「栄養・運動・休養」のバランスのとれた生活習慣を見直して「自分の健康は自分でつくる」という意識づけを、母子保健事業・成人保健事業・食育推進事業・食生活改善推進事業を通して実施している。

1 母子栄養保健事業（母子保健事業における栄養部門抜粋）

生涯を通して健康的に過ごすためには、乳幼児からの生活習慣の基礎づくりが大切であり、その中でも規則正しい食習慣の確立が重要である。4か月児健康相談や1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査・健康教育などを通して、規則正しい食習慣の基礎づくりのための栄養相談や栄養指導を行っている。さらに、継続した支援を行うために個別に家庭訪問等による栄養指導を実施している。

○令和6年度実績

内容	実施回数	参加延人数
母子地区健康教育	46	1,244
4か月児健康相談	132	2,110
1歳6か月児健康診査	75	900
3歳児健康診査	75	423
母子地区栄養相談	40	296
訪問栄養指導（面接等含む）	—	256
母子窓口栄養相談	—	124
産前・産後サポート事業（かるがもルーム）	4	39
ひよこ教室	1	3

2 成人栄養保健事業（成人保健事業における栄養部門抜粋）

健康的な生活習慣を確立するために、健康教育や健康相談などの各事業を通して、健康の保持増進及び生活習慣病の予防を促すために栄養指導を行っている。

また、保健事業の参加者が必要な方には、家庭を訪問し、栄養状態を把握したうえで、食生活の改善と疾病の予防を図るために、継続的な栄養指導を行っている。

○令和6年度実績

内容	実施回数	参加延人数
糖尿病教室	9	136
成人地区健康教育	57	1,139
なんでも食事相談	41	105

健康部

成人地区栄養相談	24	448
訪問栄養指導（面接等含む）	—	46
窓口栄養相談	—	81
C K D 講座	4	113
女性のための健康講座	4	41
ポピュレーションアプローチ	74	199

3 食育推進事業

市民が食に対する関心と理解を深め、一人一人が自分自身で健康を守り、食の大切さを知ることを目指し、関係機関と連携の上、食習慣の見直しや生活習慣病予防に関する知識等の普及啓発を実施する。また、乳幼児期に食べ方の情報提供を行うことで口腔機能の発達を支援する。

○令和 6 年度実績

内容	実施回数	参加者数
食育ミニ相談	71	461
食育講座	59	354
3～6 歳児・歯っぴいフッ化物塗布事業	2	122
シェフズクッキング（動画にて公開）	—	* ¹ 291
健康づくり公開講座	1	66
健康まつり等イベント	4	447

*¹：動画再生回数

4 食環境整備事業（「ふなばし MORE ベジ協力店」推進事業）

市民の野菜摂取量の増加につながる取組を行う飲食店等を「ふなばし MORE ベジ協力店」として登録し、旬の野菜や船橋産の農産物を摂取しやすい環境整備の推進を図り、市民の健康づくりを支援する。

○令和 6 年度実績 登録店舗数：113 店舗

5 食育展

市内における食育を推進するため、庁内食育関係各課及び市内食育関係団体等との連携により、6 月の食育月間にパネル展示やイベント等による食育展を開催している。

○令和 6 年度実績 出展数：10 課・7 団体

6 食生活改善推進事業

自らが栄養・運動・休養の生活習慣に関する知識を身につけ、地域で活動する食生活サポーターを養成し、行政と協働で地域の食生活改善及び食文化等の啓発活動を実施する。

○令和 6 年度実績

内容	実施回数	参加延人数
食生活サポーター養成講座・研修会	26	232
食生活サポーターの活動	58	2,131

11 歯科保健事業

【地域保健課】

人口の高齢化が進む中で、将来に向けて乳幼児から歯の健康づくり対策を継続的かつ系統的に推進することが必要である。歯・口腔の健康を保つには予防が大切であり、歯科保健に関する正しい知識の普及・啓発、歯科疾患の早期発見や歯・口腔の機能の保持増進に努め、生涯にわたり自分の歯で食事ができるよう促している。

1 妊婦歯科健康診査

歯科疾患が重篤化しやすい妊娠中に、協力歯科医療機関にて実施している。

○令和 6 年度実績

受診者数	異常なし	要指導	要精密・要治療
1,442	167	99	1,176

2 1 歳 6 か月児歯科健康診査

1 歳 6 か月児は、離乳完了後における食習慣の基礎づくりのスタートラインであり、嗜好の傾向が決まる時期でもある。口腔内では乳歯もかなり萌出し、むし歯にかかりはじめる時期であるため、むし歯、口腔内異常の早期発見、予防の指導及び相談を実施している。

○令和 6 年度実績 実施回数：75 回 受診者数：3,863 人

3 幼児歯科指導（こどもの歯科相談、2 歳 6 か月児歯科健康診査）

0 歳から 3 歳未満の乳幼児には、むし歯予防の相談を実施し、2 歳 6 か月児に対しては、歯科健診およびフッ化物歯面塗布（希望者）を実施している。

○令和 6 年度実績 実施回数：104 回 参加者数：3,031 人

4 3 歳児歯科健康診査

3 歳児は乳歯列が完成し、食事や間食の選択も自己主張をできるようになり、乳歯のむし歯の急増期にあたる。また、1 人当たりのむし歯の本数も多くなることから、むし歯の有無と同時に、要注意の歯や指しゃぶり等による咬合異常の発見、予防の指導及び相談を実施している。

○令和 6 年度実績 実施回数：75 回 受診者数：3,894 人

5 3～6 歳児・歯っぴいフッ化物塗布事業

保健センターにおいて、夏休みの期間を利用して 3 歳から就学前までの幼児を対象に歯科健診及び指導や相談を行うとともに、フッ化物歯面塗布（希望者）を実施している。併せて保護者に対しても歯科健診及び指導を行い、口腔疾患の予防啓発を推進している。

○令和 6 年度実績 実施回数：2 回 参加者数：60 人 保護者：54 人

6 療育支援課施設歯科指導及び歯科健診

療育支援課施設（東・西マザーズホーム、親子教室）に通園している児に、歯科健診・歯みがき指導、フッ化物塗布を行っている。

令和 6 年度実績 実施回数：8 回 参加者数：80 人

7 私立保育園・認定こども園・私立幼稚園歯科指導

市内の私立保育園・認定こども園・私立幼稚園の園児を対象に歯みがき指導を行っている。

○令和 6 年度実績

区分	実施回数	実施人数
私立保育園・認定こども園	46	1,333
私立幼稚園	4	210

8 歯科衛生士による家庭訪問事業（面接・電話相談を含む）

介護保険認定外の在宅虚弱者や幼児等に歯に関する相談・指導を実施している。

○令和 6 年度実績 延人数：54 人

9 フッ化物洗口事業

歯の生え変わりの時期にフッ化物による洗口を集団的・継続的に行うことにより、永久歯の健康の保持増進を図るため、市立小学校において実施している。

○令和 6 年度実績 実施施設数：55 校 実施実人数：27,782 人

10 その他

○令和 6 年度実績

内容	回数	延人数
成人健康教育・相談	56	1,111
母子健康教育・相談	55	754
4 か月児健康相談 集団	132	2,110
市立特別支援学校	2	82
イベントでの歯科相談等	1	140
歯・口の健康啓発事業	2	2,605
食育講座	59	354
糖尿病教室	3	50

※その他、成人・母子窓口歯科相談を行っている。

12 保健センター

【地域保健課】

本市では、健康の保持増進や生活習慣病予防に関する啓発、妊娠・出産・子育てに関する相談や支援、乳幼児健診等保健サービスを総合的に実施する拠点として、市内の 4 か所に保健センターを設置し、市民の身近な場で保健師・栄養士・歯科衛生士等の専門職が、生涯を通じた健康づくりを目指した施策を推進している。

1 施設の概要

施設の名称		所在地	延床面積
保健センター	①中央保健センター	船橋市北本町 1-16-55 保健福祉センター内 1、3 階	1,242.34 m ²
	②東部保健センター	船橋市薬円台 5-31-1 社会福祉会館内	1,366.47 m ² (共用部分含む)
	③北部保健センター	船橋市三咲 7-24-1 北部福祉会館内	1,055.84 m ² (共用部分含む)
	④西部保健センター	船橋市本郷町 457-1 西部消防保健センター内	1,849.06 m ² (共用部分・1 階駐車場等含む)

13 特定健康診査・特定保健指導の実施

【健康づくり課】

高齢化の急速な進展に伴い、疾病全体に占める、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等といった生活習慣病の割合が増加している。生活習慣病の発症や重症化の予防に重点を置いた取り組みを行うことで、中長期的な医療費の増加を抑えることができると考えられているため、「高齢者の医療の確保に関する法律」により、内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査と、生活習慣病発症予防のための特定保健指導の実施及び実施計画の策定が医療保険者に義務づけられた。本市においては平成 20 年 3 月に第 1 期、平成 25 年 3 月に第 2 期、平成 30 年 3 月に第 3 期、令和 6 年 3 月に第 4 期の船橋市国民健康保険特定健康診査等実施計画を策定し、特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の目標達成に向け事業を実施している。

※医療保険者とは、健康保険組合や国民健康保険などの医療保険の運営主体。

○船橋市国保の特定健康診査・特定保健指導の目標値

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
特定健康診査受診率	50%	52%	54%	56%	58%	60%
特定保健指導実施率	35%	40%	45%	50%	55%	60%

※船橋市国民健康保険特定健康診査等実施計画（第 4 期 令和 6 年度～令和 11 年度）より

○船橋市国保の特定健康診査・特定保健指導の実施状況（法定報告数値）

区分 年度	特定健康診査			特定保健指導		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	実施者数	実施率
令和 5 年度	68,747 人	28,444 人	41.4%	3,051 人	886 人	29.0%

※令和 6 年度実績の確定時期は令和 7 年 11 月のため現在未集計

14 各種検診

【健康づくり課】

1 胃がん検診

40 歳以上の市民を対象に胃がんの早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的として実施している。

健康部

○胃部 X 線検査

区分 年度	受診者数（人）	要精密検査（人）
令和 6 年度	2,100	181

○胃部内視鏡検査

区分 年度	受診者数（人）	要精密検査（人）
令和 6 年度	6,931	61

2 子宮頸がん検診

20 歳以上の女性市民を対象に子宮頸がんの早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的として実施している。

○頸部細胞診

区分 年度	受診者数（人）	要精密検査（人）
令和 6 年度	25,636	524

3 乳がん検診

30 歳以上の女性市民を対象に乳がんの早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的として実施している。

○超音波検査

区分 年度	受診者数（人）	要精密検査（人）
令和 6 年度	4,608	113

※30 歳代の偶数年齢が対象。

○マンモグラフィ検査

区分 年度	受診者数（人）	要精密検査（人）
令和 6 年度	19,596	1,745

※40 歳以上の偶数年齢が対象。

4 肺がん検診

40 歳以上の市民を対象に肺がんの早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的として実施している。

○胸部エックス線検査

区分 年度	受診者数（人）	要精密検査（人）	喀痰細胞診（人）
令和 6 年度	73,102	2,667	1,161

5 大腸がん検診

40 歳以上の市民を対象に大腸がんの早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的として実施している。

○便潜血検査

区分 年度	受診者数（人）	要精密検査（人）
令和 6 年度	62,238	4,232

6 前立腺がん検診

50 歳以上の 5 歳刻みの年齢の男性市民を対象に前立腺がんの早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的として実施している。

○前立腺特異抗原検査

区分 年度	受診者数（人）	要精密検査（人）
令和 6 年度	4,982	642

7 肝炎ウイルス検診

40 歳以上の市民（過去に肝炎ウイルス検診に相当する検診を受診した者は除く）を対象に肝炎ウイルス検診の受診促進を図り、自身が感染の状況を認識し、必要に応じて医療機関で受診することにより、肝炎に関する健康障害を回避し、症状を軽減し、進行を遅延させることを目的として実施している。

○HCV 抗体検査・HBs 抗原検査

区分 年度	HCV 抗体検査		HBs 抗原検査	
	受診者数（人）	要精密検査（人）	受診者数（人）	要精密検査（人）
令和 6 年度	6,181	4	6,183	22

8 風しん抗体検査

妊娠を希望する女性、妊娠を希望する女性の配偶者等、抗体価の低い妊婦の配偶者等である市民を対象に、風しんの抗体検査の促進を図ることにより、先天性風しん症候群の発生を予防することを目的として実施している。

区分 年度	受診者数（人）	免疫なし（人）	免疫あり（人）
令和 6 年度	997	472	525

9 風しん抗体検査（追加的対策）

公的な定期予防接種を受ける機会がなかった昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性市民を対象に、風しんの抗体検査の促進を図ることにより、風しんのまん延の予防及び先天性風しん症候群の発症を防ぐことを目的として実施している。

区分 年度	受診者数（人）	免疫なし（人）	免疫あり（人）
令和 6 年度	1,661	361	1,300

15 予防接種業務

【健康づくり課】

予防接種法に基づき、ジフテリア・百日せき・急性灰白髄炎（ポリオ）・麻しん・風しん・日本脳炎・破傷風・結核・Hib 感染症・肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る）・ヒトパピローマウイルス感染症（HPV）・水痘・B 型肝炎・ロタウイルス感染症・インフルエンザ・肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る）の定期接種を実施している。

なお、令和 4 年度より子宮頸がん予防のための HPV ワクチンの積極的勧奨を再開するとともに、積極的勧奨の差し控えにより定期接種の機会を逃した方へ、接種機会を確保するためキャッチアップ接種を実施した。

また、市独自に任意予防接種の費用助成を実施しており、1 歳の子に対するおたふくかぜ任意予防接種の費用助成や、風しんの抗体価が十分でない妊娠を希望する人等に対する風しん予防接種の費用助成に加えて、令和 6 年度より 50 歳以上を対象とした带状疱疹ワクチン任意予防接種の費用助成を開始した。

○乳幼児定期接種（単位：人）

区分 年度	ロタ	B型肝炎	BCG	日本脳炎	MR (※1)	Hib (ヒブ)	小児 肺炎球菌	三種混合 (※2)	四種混合 (※3)	五種混合 (※4)	ポリオ	水痘
令和 6 年度	9,493	11,807	3,943	14,435	8,592	4,714	15,940	2	5,360	11,127	1	7,884

(※1) 麻しん・風しん混合

(※2) ジフテリア・百日せき・破傷風混合

(※3) ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ混合

(※4) ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・Hib 混合

○児童・生徒定期接種（単位：人）

区分 年度	日本脳炎	二種混合 (※5)	HPV (※6)
令和 6 年度	5,483	4,495	20,978

(※5) ジフテリア・破傷風混合

(※6) キャッチアップ接種（積極的勧奨の差し控えにより定期接種の機会を逃した方への接種機会の確保）
15,692 人含む

○高齢者等定期接種（単位：人）

区分 年度	インフルエンザ	新型コロナ (※7)	高齢者肺炎球菌 (※8)	風しん 5 期
令和 6 年度	91,355	43,812	1,183	282

(※7) 令和 6 年度より定期接種となった。（令和 5 年度までは特例臨時接種）

(※8) 任意接種 317 人含む

○おたふくかぜ任意予防接種費用助成事業利用者数（単位：人）

区分 年度	利用者数
令和 6 年度	3,697

○特別の理由による再接種費用助成事業利用者数（単位：人）

区分 年度	利用者数
令和 6 年度	5

○風しん予防接種費用助成事業利用者数（単位：人）

区分 年度	妊娠を希望する人	妊娠を希望する人の配偶者等	抗体価が低い妊娠中の人の配偶者等
令和 6 年度	276	96	46

○帯状疱疹任意予防接種費用助成事業（※9）利用者数（単位：人）

区分 年度	利用者数
令和 6 年度	46,470

（※9）令和 6 年度より事業開始

16 ふなばしシルバーリハビリ体操推進事業 【健康づくり課】

1 内容

- ア 高齢者がいつまでもいきいきとした生活を続けられるよう、高齢者自らが自発的に健康の保持増進や介護予防を図り、健康寿命の延伸や、生活の質の向上につなげることを目的として実施する。
- イ 「市民相互の支えあい」により健康や介護予防に関する意識を高めるものとして、「市民が市民に体操を教える」ことを基本とする。
- ウ 市民に体操を教える「体操指導士」を市民の中から募って養成するための「体操指導士養成講習会」を実施する。65 歳以上人口の約 100 人に 1 人の割合で指導士を養成することを目標にする。
- エ 「ふなばしシルバーリハビリ体操指導士会」を設立し、指導士間のネットワークの体制づくり、情報交換、交流の拠点づくりを行う。

2 令和 6 年度の事業内容

【体操普及事業】

内容	会場	実施回数（回）	延参加人数（人）
体操教室	公民館等	323	11,867
	出前講座	9	178
	その他	4	203

内容	開催場所（箇所）	延指導士人数（人）	延参加人数（人）
体操指導士主催教室	81	4,335	24,600

【体操指導士養成事業】養成指導士数合計：917人 上級指導士：15人

内容	コース	養成指導士数（人）
初級指導士養成講習会	5	86
上級指導士養成講習会	1	5

17 一般介護予防事業

【健康づくり課】

介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業で構成されており、地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援及び普及・啓発を行うとともに、何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげることを行っている。

18 がん患者支援事業

【健康づくり課】

1 がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費助成

がん患者の精神的・経済的な負担を軽減し、社会生活を支援することを目的に、治療に伴う外見の変化に対応するためのウィッグおよび胸部補整具の購入費を助成している。

○費用助成実績

区分 年度	ウィッグ（件）	胸部補整具（件）
令和5年度	154	39
令和6年度	266	82

2 若年がん患者在宅療養支援

住み慣れた自宅での療養を希望する末期がん患者のうち、介護保険制度の対象とならない40歳未満の方に対して、在宅療養に必要なサービスの利用に係る費用等を助成している。

○費用助成実績

区分 年度	医師の意見書作成（件）	訪問介護・訪問入浴介護 福祉用具貸与及び購入（件）	ケアマネジメント（件）
令和5年度	0	0	0
令和6年度	1	2	0